

「新しいPTAを考える会」

新しいPTAを考える会②

「PTA会費と教育振興費(仮)」

平成25年7月18日(木) 10:00 識名小学校クラブハウス

平成25年7月18日(木) 19:00 識名小学校クラブハウス

1. はじめに

PTAを任意加入にすることにより、PTA会費収入の減額が予想される。これまでPTA会費からは、公費予算では足りないものや、公費予算からは支出出来ないものを「学校協力金」として支出していました。PTA活動は活動内容を見直し、予算内で行えるよう活動を縮小するか、活動を取りやめるなどで、対応が可能です。しかし、学校運営に対する学校協力金はこれまでのように支出できなくなり、少なからず児童の学校生活にも影響を及ぼすことが予想されます。

この解決策として、今年度の活動方針の2番目にあげた「PTA会費と教育振興費(仮)を分ける」という考えがあります。PTA会費は会の主旨に賛同した者が任意に加入する組織として会員だけから会費を徴収します。一方で「教育振興費(仮)」は学校運営に関わる資金なので、全ての児童を対象として徴収し、これまでのPTA会費の中で「学校協力金」として支出していた部分を確保するという考えです。

今回の「新しいPTAを考える会②」では学校協力金の内容、および行政からの予算割り当ての内容を知ってもらい、各支出項目について、それぞれの項目は妥当なのか、何が絶対に必要なものなのか、なるべく公費とする方法はないのか、教育振興費(仮)は全児童対象とすべきか世帯とすべきか、徴収金額はいくらが妥当なのか検討していきたいと思います。

2. 公費と私費

学校の運営に要する経費は、設置者が負担することが原則（学校教育法第五条）であるが、学校には公費とは別に、保護者が負担する経費「私費」が存在する。

公費会計・・・学校の教育活動、運営のために国や地方公共団体が支出する費用で営まれる会計

私費会計・・・学校が教育活動のために保護者などから徴収する金（学校徴収金）で営まれる会計

那覇市の「公費」と「私費」の考え方については資料①「公費負担経費・保護者負担経費区分基準」を参照。

教育振興費や校納金等は、公費会計である令達予算等を補完する機能を有しており、学校財務の一端を担っています。しかし、本来公費で負担すべきものに対して、安易に教育振興費で流用することは、教育予算を確保できていない行政の怠慢を保護者に転嫁することにつながりかねません。学校側にも、PTA会費（学校協力金）を便利な財源としてみる甘えがあったことは否定できないでしょう。教育振興費は公費で負担すべき項目と私費（教育振興費）で賄える項目を明確化しなければなりません。

3. 教育振興費の導入において検討事項

教育振興費については、「新しい PTA を考える会」とは別に、教職員を中心とし、保護者を加えた「(仮称)教育振興費検討委員会」を立ち上げ検討するべきだと考えます。

①教育振興費で賄う項目の検討

これまで PTA 会費に含まれていた「学校協力」がその主な対象となるが、「学対費」や「研修費」なども加えて、再検討が必要と思われる。公費扱いとすべき項目は除外し、対象項目を選定していく。

②徴収金および徴収対象の検討

- ・①で決定した対象項目にかかる費用を試算し、全体の予算計画を立てる。
- ・児童数を対象とするのか、世帯数とするのかにより徴収金額を決定する。
- ・保護者に納付を義務づけることができるのか
- ・近隣校の状況を調べてみる (資料③参照)

③徴収方法

- ・口座引き落としが理想だが、口座の名義人は誰になるのか

④予算管理者および管理方法

これまで PTA 会費の中から支出していたので、その管理は PTA 会長および PTA 事務となっていたが、PTA 会費と教育振興費を分けた場合、任意加入の PTA では管理は出来ない。教育振興費は公費を補完する部分が大きいので、その取扱いは公費に準じた取り扱いが望ましく、保護者から学校への信託金として、校納金と同様の扱いとし、学校側で管理するべきだと考える。